

**銃刀法 11 条 1 項 1 号に基づく銃砲所持許可取消処分が取り消された事例**

- 【文献種別】 判決／札幌地方裁判所  
【裁判年月日】 令和3年12月17日  
【事件番号】 令和2年（行ウ）第7号  
【事件名】 行政処分取消請求事件  
【裁判結果】 認容  
【参照法令】 銃砲刀剣類所持等取締法 11 条 1 項  
【掲載誌】 判例集未登載（裁判所ウェブサイト）  
◆ LEX/DB 文献番号 25591359

上智大学教授 桑原勇進

**事実の概要**

Xは、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という）4条に基づく許可（以下「本件許可」という）を受けて猟銃（ライフル銃。以下「本件ライフル銃」と表記される場合がある）を所持する者で、北海道砂川市の鳥獣被害対策実施隊の隊員でもあるが、ヒグマ1頭を駆除するため本件ライフル銃から弾丸1発を発射（以下「本件発射」という）したことが、銃刀法 11 条 1 項 1 号に該当するとして、北海道公安委員会（以下「本件処分庁」という）は本件許可を取り消した（以下「本件取消処分」という）。銃刀法 11 条 1 項によれば、都道府県公安委員会は、同法に違反した者に対して、同法 4 条に基づく許可を取り消すことができるが、本件発射は、同法 10 条 2 項 1 号に違反するものとされた。すなわち、同条同項同号は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という）の規定により銃猟をする場合等を除き銃砲の発射をしてはならないのであるが、鳥獣保護管理法 38 条 3 項は「弾丸の到達するおそれのある……建物……に向かって、銃猟をしてはならない。」と定めているところ、本件発射が、弾丸が建物に到達するおそれがある場所で行われたとして、銃刀法違反とされたものである。Xは本件取消処分の取消しを求めて出訴した。

**判決の要旨**

1 「銃刀法は、銃砲の所持の許可を受けた者が同法に違反した場合には、都道府県公安委員会において、その許可を取り消すことができると定めている（同法 11 条 1 項柱書き、同項 1 号）。これは、一般に、銃砲が国民の生命や身体に対して高度の危険性を有する一方で、社会生活上有用な道具としての機能も有することに鑑みて、同法に違反した場合にその許可を一律に取り消すのではなく、その取消しを個々の事案における具体的事情を踏まえた裁量判断とし、これを都道府県公安委員会に委ねた趣旨であるものと解される（現に、前記第 2、1（3）の通達も、取消しの判断基準として、『実害の発生』、『再発のおそれ』及び『社会的に非難されるべき点』などという極めて幅の広い基準を示すにと定めている。）。したがって、都道府県公安委員会の行った銃砲の所持許可の取消処分の適否を審査するに当たっては、これが裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断が、重要な事実を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるものと解するのが相当である。」

2 「①そもそも原告の出動は砂川市の要請に基づくものであり、 $\alpha$  地区には警察官及び砂川市

の職員も赴いていた上、当該職員からの依頼によりヒグマを駆除するものとしたこと、②警察官は原告が本件ライフル銃を発射する可能性を認識しておきながら、これを事前に制止することもなく、むしろ発射を前提とした行動を取っていたこと、③本件ヒグマの背後にはおおむね草木に覆われた高さ約8mもの土手があったこと、被告提出の写真によっても、原告の発射位置からは本件建物の屋根の一部が見えるか見えないかという程度にすぎないこと、④原告と本件ヒグマとの距離はわずか15mないし19m程度にすぎず、原告はこれに対してスコープ付きのライフル銃を用いた上、本件ヒグマが立ち上がるのを待って弾丸を発射したものであること、⑤発射した弾丸は本件ヒグマに命中したこと、⑥この弾丸が付近の建物に当たったり、建物を損壊させたりしたような事実もないこと、⑦地域住民のAは本件ヒグマを駆除してもらって良かった旨陳述していること、⑧砂川市の職員は本件のようなケースで発砲者が行政処分を受けるとなると住民に不安を与えてしまう旨陳述していること、その他証拠上認められる一連の事情を総合考慮すると、仮に原告の本件発射行為が鳥獣保護管理法38条3項に違反し、もって銃刀法10条2項1号に違反したものと判断する余地があるとしても、これを理由に本件ライフル銃の所持許可を取り消すというのは、もはや社会通念に照らし著しく妥当性を欠くというべきであって、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとわざるを得ない。」(①～⑧の番号は引用者が付した。)

## 判例の解説

### 一 本判決の意義

本件の争点は、本判決の整理するところによると、本件発射の銃刀法11条1項該当性、要件裁量の踰越濫用の有無、効果裁量の踰越濫用の有無の3つである。このうち、本判決が判断したのは効果裁量に関する争点について、すなわち、所持許可の取消しという選択をした本件取消処分が裁量権の踰越濫用に当たるかどうかということについてのみである。結論として効果裁量の踰越濫用を認めたため、最初の2つの争点については

判断されていない。つまり、この2つについては判断するまでもなく本件取消処分は違法とされた。通常は、処分要件充足性が判断された後に、裁量判断の違法性の有無が審査されるが、本判決は、その点で、やや特異な論理構造になっている(本件発射が本当に銃刀法違反だったのかは微妙であるが、この点に関する判断はされなかった)。

銃刀法の所持許可取消処分が争われた事案は過去にいくつかある。本判決は、(処分要件充足性の判断をスキップしたという前記した特異性はあるものの)理論的に目新しい判断が示されているわけでもないが、所持許可取消しが裁量権の逸脱・濫用となる1つの事例的判断を付け加えたもの、という位置づけになろう。

## 二 裁量権の踰越・濫用について

### 1 判断枠組み

これまでの裁判例は、銃刀法11条1項に基づく所持許可取消処分をするかどうかは行政庁の裁量判断に委ねられるものとしてきた(①東京高判昭51・1・26行裁例集27巻1号24頁、②長野地判昭62・4・23判例自治34号81頁、③水戸地判平23・7・29判例自治363号77頁、④長野地判平26・5・15判例自治400号101頁。行政裁量であることを前提としているものと見られるものとして、⑤札幌地判昭51・8・25訟月23巻2号355頁)。なぜ行政の裁量判断に委ねる趣旨だと解されるのかについては、文言(「取り消すことができる」)を理由とするもの(①)、予測的・専門的判断であることに加えて、利用目的や違反の態様・程度、銃砲等に対する法規制や取り締まりに対する社会的要請の動向・程度の諸事情を斟酌して行行政政策的判断であることを理由とするもの(③)、文言及び政策的・専門的判断であることを理由とするもの(④)がある。本判決は、行政裁量を認める点でこれまでの裁判例の流れに沿ったものであるが、行政裁量の認められる理由については述べていない(敢えていえば文言であろうけれども、「できる」という文言からなぜ効果裁量が認められることになるのかについての理由は述べられていない)。

所持許可を取り消すかどうかは行政の裁量判断に委ねられているとして、では、その裁量判断に当たって行政庁はどのような事項を考慮すべきな

のか、ひいては、裁判所が行政判断の適否を審査するに当たってどのような点に着目すべきなのか。例えば、利用目的や違反の態様・程度が行政の裁量判断に当たっての考慮要素だとすれば（③判決参照）、考慮要素に関する諸事実を認定・評価の上、利用目的の認定の誤りとか、違反の態様・程度に関する事実認定の誤りや評価の（明白な）不当性が認められるとすれば、行政の裁量判断に瑕疵があったということになる（但し、③判決は、専ら、同種事案の再発のおそれと社会的非難という点——後述の処分基準に記されている——に着目して審査している）。しかし、本判決は、裁量判断に当たっての考慮要素や裁判所が審査に当たって着目すべき点についても（明示的には）何も語っていない。たんに、裁判所の裁量審査の枠組みについて、「その判断が、重要な事実を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合」に当たるかどうか、というのみである。

## 2 裁量審査の判断過程

では、実際のところ本判決は、どのような事情を考慮したのだろうか。それを示しているのが、判決の要旨2である。ここでは8つの事項が挙げられている。そして、これら8つの事項から——一定の判断枠組みへの当てはめという形をとらず——直ちに、本件取消処分は社会通念に照らして著しく妥当性を欠くという結論を導いており、審査の判断過程を示していない。これら8つの事情は、どれも所持許可の取消しという判断を否定するようなものなので、裁判所の実事認定を前提とする限り、本判決の結論自体は妥当であろう。しかし、どうしてこれら8つの事項が審査に当たり重要な事情なのだろうか。

ここで、所持許可取消しの処分基準（行手法12条1項）を見てみよう。判決の要旨1の括弧書きの中に、「通達」が「災害の発生」、「再発のおそれ」及び「社会的に非難されるべき点」を基準として定めている旨の記述がある。本判決を見てもこの通達の記載が処分基準であるとは書かれていないが、おそらくこれが処分基準である、または処分基準と同一の内容であると推察される（北海道公安委員会のウェブサイトでは確認できなかった

が、他のいくつかの府県のサイトでは、銃刀法11条1項に基づく所持許可取消しの処分基準として全く同じ3項目が挙げられていることが確認できる）。上記8つの事情は、この処分基準3項目該当性の判断において考慮される事情だ、ということがいえそうである。その意味で、上記8事情は裁判所の審査に当たって重要なのだと考えることができそうである。

1つ1つについて考えてみると、「災害の発生」という項目については、⑤、⑥から該当性が否定されるであろう。①（市の要請に基づくのであれば社会的非難どころか反対の評価になる。⑦⑧も同様）、②（警察も本件発射を当然と考えていたのだから非難されることにはならない）、③④（第三者に当たりそうな事情ではなかったし、ヒグマに確実に命中する条件が整うのを待って発射したので、災害発生のおそれがないような状況の下での発射である）の事情は、「社会的非難」該当性を否定する方向で評価されるだろう。「同種違反の再発のおそれ」はどうか。本件処分は、Xが「危険をいわず猟銃を発射する性癖もうかがえる」ことを理由に「再発のおそれ」があると主張していた。しかし、Xは、現場で、「小熊なので逃がしてはどうか」と提案したけれども市職員から改めて駆除を依頼されたので本件発射に及んだと認定されており、危険をいわず発射する性癖があるとはいえないとされた（③、④からも同様の評価が導かれよう）。そうすると、処分基準の3項目いずれについても、該当するという評価は明らかに不当だということになる。したがって、本判決の結論は正当であると評価できるのである。

既述のように、本判決は、本件発射が銃刀法違反かどうかの判断をしていない。しかし、もし銃刀法違反であるとしたらどうだろうか。「猟銃を所持するという潜在的に危険な行為をどのように捉えるか」<sup>1)</sup>という価値判断に当たり、法律に違反するような者に銃砲の所持を許してよいのか、という疑問は当然に湧いてくる。銃刀法の趣旨を、「銃砲等を所持しようとする者の利益よりも、銃砲等から国民の生命・身体に危険の生ずることを予防し、国民の生活の安全を図る利益の方が優先されるべきものと解される」とする判決<sup>2)</sup>があるが、このような立場からすると、同法違反は基

本的に重大である（社会的非難性が大きい）と評価されよう。そして実際に、銃刀法に「違反するということは、銃砲等による危害発生の危険性を示す徴憑」であるとする判決<sup>3)</sup>もある。そうすると、同法違反の事実があれば「再発のおそれ」や「社会的非難」という事項に該当し、所持許可取消しは裁量権の逸脱・濫用にはならないと評されそうである（取り消さなければならないというわけでもないが）。しかし、基本的にはそうだとすると、本件においては別様に考えるべきであろう。既に検討したように、本件発射はこれらの事項に該当しないからである。本件は、仮に違反があったとしても、取消処分が裁量権の逸脱・濫用となるという意味で、やや特殊なケースだったといえよう。

以上のように、裁判所の認定した事実を前提とする限り本件取消処分は無理筋だった。そもそも、本件処分庁は、なぜ許可を取り消したのだろうか。現場に同行した別のハンターが、本件発射による銃弾が自己の所持していた猟銃に当たって銃床が破損したとしてXに金銭の支払いを要求したところXがこれを拒否し、その後銃床破損被害が警察署に申告されたことが、本件取消処分に至る発端だったようである。しかし、当該者は、現場で猟銃を所持していたのに銃弾が当たったことに当初は気づかず、後になって気づいたなどと証言しており、本当に銃弾が当たったとは考え難い。本件取消処分がなぜ強行されたのか、不明ではある。

### 三 終わりに

本判決は、行政裁量が認められる理由を述べず、行政の裁量判断及び司法審査に当たって考慮されるべき事項の例示もしておらず、一定の判断枠組みの中での諸事情の当てはめもしないでいきなり裁量権の逸脱・濫用という結論を引き出している。判決理由は試験の答案ではないので（試験の答案であれば高得点は到底望めないだろう）、上記のような作業をしなくても結論に納得がいくのならかまわないのかもしれないが（繰り返すが、納得のいく結論である）、もう少し丁寧な論理展開をしてもよかったのではないかと、という感想を抱くことを禁じ得ない。

さて、鳥獣による農作物被害や人身被害が喧伝されるようになって久しい。鳥獣保護法は、鳥獣

の保護だけでなく、その管理（端的に言えば、増えすぎたら減らすこと。正確にはそれ以外の意味もあるが）も前面に押し出し、鳥獣保護管理法となった。そのことの是非については様々な考え方がありうるが、ともかく、法律は保護だけでなく「管理」も重視している。そのような法律目的のためには、ハンターの数の確保は必須である。判決理由中の記載によれば、Xは砂川市の委嘱する鳥獣被害対策実施隊の隊員であったとのことである。ハンターの高齢化や減少が憂慮され、対策が講じられつつある現況に、本件取消処分が逆行するものであることは間違いない。狩猟には鳥獣保護管理法に基づく狩猟免許が必要であるが、本件では免許の取消しはされていない。所持許可と狩猟免許とは、法目的も処分要件も異なるので、当然といえば当然であるが、銃の所持許可が取り消されれば、自治体の鳥獣管理を所管する部局としては困るかもしれない。これを縦割り行政の弊害と見る人もいるだろうし、自治体の事務の適切な分担管理（本件処分庁の判断は適切でなかったが）と見る立場もあるだろう（この点に関して、鳥獣管理行政の便宜という観点を、銃刀法に基づく所持許可取消しの是非の判断に持ち込んでよいだろうか）。

#### ●—注

- 1) 神山智美「判批」富山大学経済論集 65 巻 2 号 211 頁。
- 2) 名古屋地判平 30・10・25 裁判所ウェブサイト。
- 3) 長野地判昭 62・4・23 判例自治 34 号 81 頁(前記判決②)。